

令和7年度 多治見市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）に基づき、多治見市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2. 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 一般廃棄物の排出状況

(ア) ごみ

項目\年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	単位	
(1) 処理対象人口	106,435	102,821	100,960	人	
(2) 計画収集人口	106,435	102,821	100,960	人	
(3) 1人1日平均排出量（生活系のみ）	459	476	449	グラム	
(4) 排出量	83.6	89.0	86.6	トン/日	
	燃やすごみ	78.0	82.1	82.1	トン/日
	破碎ごみ	0.1	0.5	0.2	トン/日
	粗大ごみ	-		-	トン/日
	資源	4.9	5.0	4.8	トン/日
(5) 要収集量（直接収集量）	埋立ごみ	0.6	1.4	1.0	トン/日
	燃やすごみ	45.1	46.3	45.4	トン/日
	破碎ごみ	0.4	0.6	0.6	トン/日
資源	3.4	4.7	4.6	トン/日	
(6) 直接搬入量・自己搬入量					
1) 生活系	燃やすごみ	2.9	5.9	4.2	トン/日
	破碎ごみ	0.9	1.0	0.9	トン/日
	資源	3.1	3.0	2.8	トン/日
	埋立ごみ	0.4	0.3	0.5	トン/日
2) 事業系（許可業者による搬入を含む。）	36.1	39.3	38.7	トン/日	
(7) 産業廃棄物の併せ処理	9.3	8.4	8.7	トン/日	
	（うち最終処分）	3.6	3.1	3.2	トン/日
(8) 排出抑制・再資源化	集団資源回収	3.6	3.4	3.5	トン/日
	生ごみ堆肥化	0.2	0.3	0.3	トン/日

※令和5年度の人口は令和5年10月1日現在、令和6年度及び令和7年度の数値は「第3次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画改定（中間見直し）」及び過去3ヵ年の実績に基づくものである。

(イ) し尿等

項目\年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	単位	
(1) 処理対象人口	105,713	102,900	105,294	人	
(2) 計画収集人口	1,928	700	700	人	
(3) 排出量	21.2	22.0	20.9	キロリットル/日	
	し尿	5.1	5.2	5.1	キロリットル/日
	浄化槽汚泥	16.1	16.8	15.8	キロリットル/日
(4) 要収集量	21.2	22.0	20.9	キロリットル/日	
	し尿	5.1	5.2	5.1	キロリットル/日
	浄化槽汚泥	16.1	16.8	15.8	キロリットル/日

※令和5年度の人口は令和5年4月1日現在、令和6年度及び令和7年度の数値は「多治見市生活排水処理基本計画」に基づくものである。

4. 一般廃棄物の処理主体

(ア-1) ごみ

形態	内訳		収集運搬	中間処理	最終処分	備考
市が収集 運搬するもの (一部 委託業者)	家庭系	燃やすごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	三の倉センターで焼却後発生する飛灰は、無害化処理後、大畑センター及び愛岐処分場で最終処分を行う。
		破碎ごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	
		粗大ごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	
		資源	委託業者	市	資源化	
事業者が搬入	事業系 (一部 家庭系)	事業活動等に伴って生じる廃棄物	事業者・許可業者	市	市	
許可業者が搬入				許可業者 (剪定木等の破碎処理)	資源化	
許可業者が運搬	事業系	事業系のうち食品リサイクル法に関する食品残渣	許可業者	再生利用事業者	飼料化	

(ア-2) ごみ処理手数料等

種別	取扱区分	区分	手数料
一般廃棄物	一般家庭	指定ごみ袋 大10枚入り 1セット	520円
		指定ごみ袋 中15枚入り 1セット	520円
		指定ごみ袋 小25枚入り 1セット	520円
		粗大ごみシールを貼りつけた粗大ごみ 1個につき	520円
	処理施設持込み	20キログラムまでごとに	160円
	指定地持込み	スプリングマットレス 1枚につき	2,000円
	事業者 許可業者	処理施設持込み 20キログラムまでごとに	320円 (蛍光灯の持込みは、この額に1本につき20円を加算する。)
産業廃棄物	事業者	処理施設持込み 20キログラムまでごとに	320円
家電製品 取扱手数料	指定地持込み	家電製品 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) 1台につき	2,100円 (大畑センター持込みの場合)

※一般家庭資源及び美化ボランティア袋は無料

(イ-1) し尿等

種 別	収集運搬	最終処分
し 尿	委託業者	市
浄化槽	許可業者	市

(イ-2) し尿処理手数料等

種別	取 扱 区 分			手数料
し尿 処理	定額料金	普通世帯で1月につき1回収集するもの	1人月額	660円
	従量料金	多量排出のため定額料金によることが不適當なもの	18リットルまでごとに	300円
	割増料金	ア 定額料金該当者で収集回数が1月1回を超えるもの	1回を超える1回ごとに	680円
		イ 定額料金該当者で収集位置を異にする便所が1箇所を超えるもの	1箇所を超える1箇所ごとに	340円
		ウ 定額及び従量料金該当者で2本を超えるサクシオンホース(1本20メートル)を使用して収集するもの	1回	680円
	仮設便所に係る料金	仮設便所でその都度収集するもの	1基(集合便槽等特殊なものは、便器1つ)について1回ごとに	4,190円
汚泥 処理	許可業者	浄化槽汚泥のし尿処理場投入	180リットルまでごとに	80円
		浄化槽の脱水汚泥の焼却場持込み	100キログラムまでごとに	260円

5. 処理計画

(1) 収集運搬等計画

(ア) ごみ

1) 収集運搬する廃棄物の量

(直営及び委託)	○燃やすごみ(粗大ごみを含む)	45.4	トン/日
	○破碎ごみ(粗大ごみを含む)	0.6	トン/日
	○資源	4.6	トン/日

2) 収集区域の範囲

①直営収集 多治見地区の家庭ごみ(燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ)は、指示された分別・排出方法により出されたものについて、市が直営により収集する。
※収集運搬車両については別表1(P13)のとおり。

②委託収集 笠原地区の家庭ごみ(燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ)及び市内全域の資源(特別収集品目を含む)については、下記の委託業者が収集する。

<委託業者>

株式会社多治見市衛生公社

多治見市月見町3丁目72番地の4 電話22-6306

有限会社 笠原環境クリーン

多治見市笠原町2455番地の377 電話43-4455

3) 収集回数

- ①燃やすごみ 週2回収集
- ②破碎ごみ 月1回収集
- ③粗大ごみ 材質により「燃やすごみ」か「破碎ごみ」へ
- ④資源 各品目月1回収集 ※「特別収集品目」は3ヵ月に1回収集

4) 収集区分（詳細な区分、排出基準は収集カレンダーによる。）

①燃やすごみ

皮革類、草・剪定木類、厨芥類、布団、紙おむつ、ビニール類、資源にならないプラスチック類、ゴム類等

②破碎ごみ

板ガラス、鏡、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は除く。）等

※収集した小型家電については、分別を行い「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づいて、認定事業者への引渡しを実施。

③粗大ごみ

応接セット、ゴルフバッグ、家具類、スキー板、エレクトーン、袋に入らない家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く。）等

ただし、重さ50キログラム以下、最長箇所の長さ1メートル以下の物とする。

④資源

- 缶・金属類 飲料缶、その他の金属
- 紙類 新聞紙・折込チラシ、雑誌類・ぎつ紙類、段ボール、飲料用紙パック
- 布類 布・古着類
- ビン類 一升ビン、ビールビン、無色、茶色、緑色、黒色、その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品
- ペット・発泡類 ペットボトル、白色発泡トレイ、色・柄発泡トレイ・発泡スチロール
- 特別収集品目 天ぷら油、電池・水銀体温計、蛍光管、陶磁器食器

5) 収集以外の方法によるもの

①自己搬入

家庭ごみは、自ら多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）に搬入することもできる。また、事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（ただし、市が処理できる種類に限る。）は、市の承認を得て、事業者自らが直接、指定された多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）へ搬入する。

※多治見市三の倉センター、多治見市大畑センターを示す。多治見市笠原クリーンセンターについては、平成28年3月末でごみの受け入れ（災害、火災等のごみを除く。）を休止。

②許可業者による搬入

家庭ごみや事業活動に伴って生じた一般廃棄物を、収集運搬許可業者に委託して、多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）に搬入する。また、産褥物等については別に許可した事業者により多治見市火葬場に搬入する。（一部は、医療系廃棄物処理業者により処理される。）

〈市が許可した収集運搬許可業者〉

事業所名	住 所	電話番号
アースクリーン	多治見市笠原町913番地の10	43-6860
有限会社笠原環境クリーン	多治見市笠原町2455番地の377	43-4455
株式会社キレー	多治見市金岡町 3 丁目85番地	23-7814
株式会社三光金属商会	多治見市三笠町 3 丁目48番地	22-1634
シノダ商事株式会社	多治見市音羽町 4 丁目25番地	26-7192
双葉興業有限会社	多治見市大原町 1 丁目52番地の 1	56-5361
株式会社橋本	可児市下恵土1丁目39番地	0574-63-1111
大東興業株式会社	春日井市西尾町282番地	0568-88-0966
中部メディカル有限会社	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	052-901-1310

※1 各事業所の収集運搬車両については別表2（P13、14）のとおり。

※2 一般廃棄物の収集運搬及び処分は、一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可を受けている事業所で充足しており、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の新規許可は計画していない。

③学校給食、多治見市民病院、岐阜県立多治見病院、第27区及び梅平団地の家庭から出る残菜、残飯

堆肥化センターに搬入して、堆肥として再資源化する。

〈委託業者〉

有限会社 池田南宮農 多治見市三の倉町猪場 1 番地の 1 電話22-7445

④ごみステーションでは収集しないが直接処分場に搬入すれば扱うごみ

基準を超える大きな粗大ごみ（おおむね重さ50キログラムを超える物又は最長箇所の長さ1メートルを超える物。）、ブロック、植木鉢、花瓶など食器以外の陶磁器類、浴槽、ホイール、パソコン

※パソコンの取り扱い

原則、資源有効利用促進法に基づくメーカー等によるパソコンの回収・資源化とする。ただし、困難な場合は、多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）への持込みのみ可とする。（収集不可）

6) 市では扱わないごみ

自動車用タイヤ、バッテリー、自動二輪車、原動機付自転車、エンジンオイル、ガスボンベ、粘土、土、砂、石、粉末状のもの、消火器（中身が入っているもの）、有害な薬品類、危険なもの、処理困難であると判断されるもの

※自動二輪車・原動機付自転車の取り扱い

二輪車リサイクルシステム（再資源化）が実施されるようになったため、市は自動二輪車及び原動機付自転車は受け取らない。

7) 収集および搬入方法

①収集によるもの

区分	内 訳	収集方法	備 考
家庭系 一般 廃棄物	燃やす ごみ	週2回、指定ごみ袋により排出されたごみのみ収集をする。	ごみステーション 2,500箇所程度 管理は町内会等の利用者 による
	破碎 ごみ	月1回、指定ごみ袋により排出されたごみのみ収集をする。	
	粗大 ごみ	粗大ごみシールが貼られているごみのみ収集する。 ただし、別に定める収集不適物は収集しない。 材質によって、「燃やすごみ」か「破碎ごみ」で排出	
	資源	月1回、指定の場所で一定の基準に基づき分別されている資源のみを収集する。	リサイクルステーション 600箇所程度 管理は町内会等の利用者 による
3月に1回、指定の場所で一定の基準に基づき分別されている有害ごみ等のみを収集する。			
犬、猫等の死体		市道上で占有者不明の犬、猫等の死体があった場合は、連絡があった都度回収する。私有地で占有者不明の犬、猫等の死体があった場合は、ごみステーションでの回収とする。	

※収集日及び収集地区は別表3「令和7年度 多治見市 資源とごみの収集カレンダー」(P15)のとおり。

②搬入によるもの

多治見市廃棄物処理センター(多治見市堆肥化センターを除く。)の利用できる時間は次のとおりとする。

平日 午前9時～12時、午後1時～4時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

ただし、毎月第3日曜日の午前9時～12時は、家庭ごみの搬入に限り利用可とする。

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については、家電小売店で引き取られないもので、直接指定地(大畑センター)へ持ち込まれたもの(家電リサイクル券が添付してあるものに限る。)を受け取り、保管及び指定引取場所への運搬を行う。

8) 食品リサイクル及び草木類リサイクルの取り組み

①市内スーパー等から出る残菜、残飯

市外の食品リサイクル飼料化施設に搬入し、飼料として再資源化する。

i) 一般廃棄物再生利用計画書に基づき廃棄物処理施設の所在地の市町村との協議を行う。

ii) 市町村間の協議後、排出事業者と廃棄物処理事業者が契約を締結し、廃棄物処理施設へ搬入する。

iii) 事業終了後、廃棄物処理施設の所在地の市町村へ実績報告を行う。

②地元のボランティア等の清掃で大量に排出される草木類

試験的な試みとして、予算の範囲内で市内の中間処理事業者に破碎処理を委託し、資源化したものを地元に戻元する。

<委託業者>

株式会社 山田林業 多治見市甘原町506番地の1 電話25-0863

(イ) し尿等

1) 収集運搬する廃棄物の量

- し尿 (委託業者搬入) 5.1 キロリットル /日
 ○浄化槽汚泥 (許可業者搬入) 15.4 キロリットル /日

2) 収集区域の範囲

① 直接収集

し尿は、多治見市行政区域内全域を委託収集とする。

- 笠原町を除く全域 株式会社 多治見市衛生公社
 多治見市月見町3丁目72番地の4
 電話22-6306

- 笠原町 有限会社 笠原環境クリーン
 多治見市笠原町2455番地の377
 電話43-4455

② 直接搬入

し尿は委託業者が、浄化槽汚泥は許可業者が、直接多治見市一般廃棄物処理施設（月見センター）へ搬入する。

〈市が許可した収集運搬許可業者〉

事業所名	住 所	電話番号	担当区域 (浄化槽汚泥)	担当区域 (し尿)
株式会社 多治見市衛生公社	多治見市 月見町3丁目 72番地の4	22-6306	笠原町を除く土岐川以南地域、池田小学校区及び前畑町、太平町4丁目に限る。	笠原町を除く全域
有限会社 岐東衛生社浄化槽部	多治見市 上野町1丁目 65番地	22-1503	土岐川以北地域（池田小学校区、前畑町及び太平町4丁目を除く。）	
有限会社 笠原環境クリーン	多治見市 笠原町2455番地 の377	43-4455	笠原町に限る。	

※1 各事業所の収集運搬車両については別表2（P13、14）のとおり。

※2 一般廃棄物の収集運搬及び処分は、一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可を受けている事業所で充足しており、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の新規許可は計画していません。

3) 収集回数

- し尿 定期収集 1回/月
 ○浄化槽汚泥 随時収集

4) 収集方法

- し尿 収集計画を広報紙に掲載し、その計画を基本に月1回の収集をする。
 ○浄化槽汚泥 設置者からの収集申込みにより、許可業者が必要に応じて収集をする。

5) 収集運搬する廃棄物の搬入先の内訳量

- し尿 多治見市月見センター（し尿処理施設） 5.1 キロリットル /日
 ○浄化槽汚泥 多治見市月見センター（汚泥処理施設） 15.4 キロリットル /日

(2) 中間処理計画

(ア-①) ごみ

1) 処理施設の概要

- ①多治見市三の倉センター（ごみ焼却施設）
- 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
 - 型式 コークスベッド式直接熔融方式
 - 公称能力 170トン/日（85トン/24h×2系列）
- ②多治見市堆肥化センター（生ごみ堆肥化施設・BDF製造施設）
- 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
（生ごみ堆肥化施設）
 - 型式 堆肥化プラント
 - 公称能力 1トン/日（1トン/24h×1系列）
（BDF製造施設）
 - 型式 ME. X. チェンジャーME100β型
 - 公称能力 100リットル/日（100リットル/24h×1系列）
- ③株式会社山田林業（木くず・草の破碎処理施設）※一般廃棄物処分業許可業者
- 所在地 多治見市甘原町506番地の1
 - 型式 油圧式ハンマーミル
 - 公称能力 198トン/日（198トン/8h×1系列）
- ④名古屋市大江破碎工場
- 所在地 名古屋市港区星崎町字南4047番地の13
 - 型式 横型回転式破碎機
 - 公称能力 400トン/日（200トン/5h×2系列）
- ⑤尾張東部衛生組合 晴丘センター
- 所在地 愛知県尾張旭市晴丘町東33の1
 - 型式 衝撃剪断併用横型回転式破碎機
 - 公称能力 50トン/日（50トン/5h 1基）

2) 搬入される廃棄物の量

- ①多治見市三の倉センター
- 一般廃棄物
 - 直接収集量（委託含む。） 46.0 トン/日（「資源」は除く。）
 - 直接搬入量・自己搬入量 39.7 トン/日（「資源」は除く。）
 - 産業廃棄物 8.7 トン/日
- ②多治見市堆肥化センター
- 堆肥化プラント搬入量 0.3 トン/日 別掲
 - BDF製造施設搬入量 0.1 トン/日(処理能力)
- ③株式会社山田林業（一般廃棄物処分業許可業者）
- 木くず・草搬入量 15.0 トン/日
- ④名古屋市大江破碎工場
- 破碎ごみ 100.0 トン/年

⑤尾張東部衛生組合 晴丘センター

○破碎ごみ 60.0 トン/年

3) 搬入される汚泥の量

多治見市三の倉センター

○下水道汚泥 15.4 トン/日

○し尿汚泥 0.5 トン/日

4) スラグの量及び処分方法

多治見市三の倉センター

○スラグの量 7.1 トン/日

○スラグの処分方法 資源化

5) メタルの量及び処分方法

多治見市三の倉センター

○メタルの量 1.8 トン/日

○メタルの処分方法 資源化

6) 飛灰の量及び処分方法

多治見市三の倉センター

○飛灰の量 6.7 トン/日

○飛灰の処分方法 埋立処分（大畑センター及び愛岐処分場）

(ア-②) 資源

1) 資源化の対象とするもの

① 缶・金属類	0.7 トン/日
② 紙類、布類	2.0 トン/日
③ ビン類	1.1 トン/日
④ ペット・発泡類	0.3 トン/日
⑤ 学校給食等の残菜、残飯	0.3 トン/日
⑥ 天ぷら油、陶磁器食器	0.2 トン/日
⑦ 持込み（紙類、布類）	0.7 トン/日
⑧ 持込み（ビン類、金属類、ペット・発泡類）	2.1 トン/日

2) 搬入施設の概要

① 多治見市大畑センター	多治見市大畑町大洞48番地の35
② 多治見市三の倉センター	多治見市三の倉町猪場37番地
③ 多治見市堆肥化センター	多治見市三の倉町猪場37番地

3) 資源回収業者に引き渡す前の処理

缶・金属類	飲料缶は圧縮処理、その他は処理業者へそのまま引渡し
紙類、布類	処理業者へ直接搬入
ビン類	一升ビン、ビールビンは種類別に選別 雑ビンは種類（無色、茶色、緑色、黒色、その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品）ごとに選別後、破碎処理
ペットボトル	選別後、圧縮処理
白色発泡トレイ	選別後、袋詰処理
陶磁器食器	選別後、処理業者へそのまま引渡し

※「色・柄トレイ・発泡スチロール」は、三の倉センターで焼却して熱回収する。

(イ) し尿等

1) 処理施設の概要

多治見市月見センター（し尿処理施設）

- 所在地 多治見市月見町3丁目73番地の2
- 型式 標準脱窒素処理方式
- 公称能力 61キロリットル/日

2) 搬入される廃棄物搬入者別の内訳

- し尿（委託業者） 5.1 キロリットル/日
- 浄化槽汚泥（許可業者） 15.8 キロリットル/日

(キロリットル/年)

搬入者	種別	令和5年度搬入実績	搬入予定
株式会社 多治見市衛生公社	し尿	1,297	1,180
	浄化槽汚泥	1,282	1,294
	農集施設汚泥	30	30
有限会社 岐東衛生社浄化槽部	し尿	-	-
	浄化槽汚泥	3,349	3,181
	農集施設汚泥	-	-
有限会社 笠原環境クリーン	し尿	556	528
	浄化槽汚泥	1,137	1,148
	農集施設汚泥	-	-

3) 汚泥の量及び処分方法

- 汚泥の量 0.5 トン / 日
- 汚泥の処分方法 焼却処分 0.5 トン / 日（三の倉センター）

(3) 最終処分計画

(ア) ごみ

1) 最終処分の概要

①多治見市大畑センター（管理型）

- 所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35
- 埋立地面積 4,260 平方メートル
- 残存容量 20,619 立方メートル（令和5年度末）

②多治見市大畑センター（安定型）

- 所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35
- 埋立地面積 81,888 平方メートル
- 残存容量 118,196 立方メートル（令和5年度末）

③多治見市笠原クリーンセンター（管理型）

- 所在地 多治見市笠原町4022番地の7
- 埋立地面積 6,100 平方メートル
- 残存容量 29,417 立方メートル（令和5年度末）

④多治見市笠原クリーンセンター（安定型）

- 所在地 多治見市笠原町4022番地の7
- 埋立地面積 85,535 平方メートル
- 残存容量 106,925 立方メートル（令和5年度末）

2) 搬入される廃棄物の内訳

- ① 一般廃棄物 1.0 トン/日
- ② 破砕不適物 (若干量)
- ③ 産業廃棄物 3.0 トン/日
- ④ 飛灰 3.6 トン/日
- ⑤ 搬入される処理困難物 年間 2.0トン未満

3) 埋立方法等

①多治見市大畑センター (安定型)

安定5品目のうち、廃プラスチック類と金属類を除く、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類の埋立処分を行う。

②多治見市大畑センター (管理型)

三の倉センターから出る飛灰の埋立処分を行う。

③多治見市笠原クリーンセンター (安定型)

平成28年4月から受け入れを休止中。

④多治見市笠原クリーンセンター(管理型)

緊急時(災害や火災など)の廃棄物の埋立処分を行う。

⑤市有施設で処理困難なもの

適宜処分業者に委託し、処分を行う。

(4) 生活排水処理計画

1) 計画処理区域内人口	105,294	人
2) 水洗化、生活排水処理人口	101,944	人
合併処理浄化槽	3,160	人
公共下水道	98,669	人
農業集落排水	115	人
3) 水洗化、生活排水未処理人口	3,350	人
単独処理浄化槽	2,650	人
汲み取り式トイレ	700	人
4) 合併処理浄化槽設置補助基数	4	基

(5) 重点的に取り組むごみ減量施策

1) 事業所のごみ減量指導と啓発

令和7年度持込み料金の改定に伴い、事業系ごみの搬出業者に対し料金改定の周知、適切な指導と啓発を強化。

2) ごみ減量に向けての啓発

環境フェアの開催、親子エコクッキング、おとどけセミナー等の講座を開催して、特に食品ロスの削減について岐阜県、事業所、関係機関と連携し市民に啓発する。

3) 適切なおみ分別・資源化の啓発

料金改定に合わせ市民向けのごみ分別説明冊子「ごみとのつきあい方」全戸配布、活用を促し、適切なおみ分別・資源化を促す。

4) 情報発信・多様な市民対応

ごみカレンダーに多言語対応できるサイトのQRコードを掲載し、多様な市民に対応する。広報、FMたじみ（ピピ）、ホームページ、エコカレンダー等で、ごみ減量、分別方法の周知のための情報を発信する。

5) 資源循環に向けた調査研究

ごみの資源化の実態を把握するため、組成分析の活用や民間回収場の調査を行う。
また、プラスチック製品の分析収集及び再商品化について調査研究する。

6) そのほか

東濃西部3市ごみ焼却施設広域化に向け、基本構想を策定する。

●別表1 収集運搬車両

(令和7年1月1日現在)

施設名	種類	積載量 (ト)	台数
三の倉センター	パッカー車	3.00	7
		3.50	11
	トラック	0.35	1
		2.00	2
		3.00	3

●別表2 市が許可した収集運搬許可業者の車両

(令和7年1月1日現在)

業者名	廃棄物			収集区域	し尿・浄化槽汚泥			収集区域			
	種類	積載量 (ト)	台数 (台)		種類	積載量 (ト)	台数 (台)				
市内	アースクリーン	パッカー車	2.10	1	市内	※浄化槽汚泥・し尿 笠原町に限る。					
	有限会社笠原環境クリーン多治見営業所	パッカー車	3.00	1					バキューム車	3.00	2
			4.40	1						3.70	2
			4.80	1						7.10	1
		ダンプ	3.00	1					汚泥濃縮車	1.62	1
		ユニック車	0.35	1							
			0.85	1							
			1.50	1							
			2.00	1							
	有限会社岐東衛生浄化槽部	※1							バキューム車	2.70	4
									汚泥濃縮車	1.62	1
	キレー	パッカー車	2.00	1					※2		
			3.00	1							
4.45			1								
株式会社三光金属商会	パッカー車	2.00	2	※2							
		2.75	1								
	トラック	2.00	3								
	コンテナ車	3.65	2								
シノダ商事株式会社	トラック	1.25	1	※2							
		2.00	1								
株式会社多治見市衛生公社	コンテナ車	10.8	1	バキューム車	1.80	2					
		11.0	1		3.00	2					
		11.3	1	ダンプ	3.50	2					
		/	/		3.70	1					

●別表2 (続き)

業者名		廃棄物			収集 区域	し尿・浄化槽汚泥			収集 区域
		種 類	積載量 (ト)	台数 (台)		種 類	積載量 (ト)	台数 (台)	
市 内	双葉興業有 限会社	パッカー車	2.75	1	市内				
			2.95	1					
		トラック	1.00	1					
			3.00	1					
コンテナ車	4.00	1							
県 内	株式会社橋 本	パッカー車	1.35	1					
			2.60	1					
			2.90	1					
			3.80	1					
			4.20	2					
			4.40	2					
			4.55	1					
			4.60	1					
			4.65	1					
			6.10	1					
		ダンプ	2.90	1					
			3.20	2					
		コンテナ車	2.90	1					
			3.00	1					
			3.50	1					
			3.60	1					
			3.65	2					
			3.90	1					
			3.95	1					
			4.00	2					
		5.20	1						
		冷蔵冷凍車	0.35	1					
			2.65	1					
			2.95	3					
			6.40	1					
		大東興業株 式会社	パッカー車	1.55	1				
2.30	2								
2.50	1								
3.20	2								
県 外	中部メディ カル有限会 社	トラック	3.00	2					

※1 浄化槽汚泥：土岐川以北地域（池田小校区、前畑町及び太平町4丁目を除く。）

※2 浄化槽汚泥：土岐川以南地域、池田小校区及び前畑町、太平町4丁目に限る。（笠原町を除く）

し尿：笠原町を除く、多治見市内全域。

●別表3

ごみカレンダー7年度版

2025年度 多治見市 資源とごみの収集カレンダー

収集区域町名(アイウエオ順)	曜日	収集品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青木、大畑(前山団地を除く)、金山、京、昭和、新、末広、錦、広小路1~3、平和、三笠、御幸、脇之島(ホワイトタウンを除く)	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(火) 年内最終	6(火) 収集開始		
	月	金属・紙・布類	14	19	16	14	11(祝)	8	6	3(祝)	1	5	2	2・30
		ビン・ペット・発泡類	28		2・30	28	25	22	20	17	15	19	16	16
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	28			28			20			19		
水	破砕ごみ	16	21	18	16	13	10	8	5	3	7	4	4	
三の倉、諏訪、甘原、ホワイトタウン	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(火) 年内最終	6(火) 収集開始		
	月	金属・紙・布類	21	26	23	21(祝)	18	15(祝)	13(祝)	10	8	12(祝)	9	9
		ビン・ペット・発泡類	7	12	9	7	4	1・29	27	24(振休)	22	26	23(祝)	23
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			9			1			22			23
水	破砕ごみ	9	14	11	9	6	3	1・29	26	24	28	25	25	
池田5(国道19号線より北)、喜多、太平、高根、光ヶ丘、松坂ミッドライズタワー多治見	月・木	燃やすごみ 特別収集				21(祝)	11(祝)	15(祝)	13(祝)	24(振休)	29(月) 年内最終	5(月)収集開始 12(祝)	23(祝)	
	火	金属・紙・布類	15	20	17	15	12	9	7	4	2	6	3	3・31
		ビン・ペット・発泡類	1・29(祝)		3	1・29	26	23(祝)	21	18	16	20	17	17
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	29(祝)				26			18			17	
水	破砕ごみ	23	28	25	23	20	17	15	12	10	14	11(祝)	11	
大原11、北丘、幸、昭栄(望恵台を含む)、西山、根本	月・木	燃やすごみ 特別収集				21(祝)	11(祝)	15(祝)	13(祝)	24(振休)	29(月) 年内最終	5(月)収集開始 12(祝)	23(祝)	
	火	金属・紙・布類	22	27	24	22	19	16	14	11	9	13	10	10
		ビン・ペット・発泡類	8	13	10	8	5	2・30	28	25	23	27	24	24
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		13			5			25			24	
水	破砕ごみ	23	28	25	23	20	17	15	12	10	14	11(祝)	11	
池田、上野、小田、音羽、金岡、上山、虎溪、栄、十九田、住吉、精華、大正、大日、田代、月見、豊岡、長瀬、白山、富士見、弁天、本1~4、前畑、緑ヶ丘、宮前、若松、陶都の杜	月・木	燃やすごみ 特別収集				21(祝)	11(祝)	15(祝)	13(祝)	24(振休)	29(月) 年内最終	5(月)収集開始 12(祝)	23(祝)	
	水	金属・紙・布類	16	21	18	16	13	10	8	5	3	7	4	4
		ビン・ペット・発泡類	2	7	4	2・30	27	24	22	19	17	21	18	18
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			4			24			17			18
水	破砕ごみ	9	14	11	9	6	3	1・29	26	24	28	25	25	
大沢、大原(大原2の一部、3、11を除く)、小泉、美山	月・木	燃やすごみ 特別収集				21(祝)	11(祝)	15(祝)	13(祝)	24(振休)	29(月) 年内最終	5(月)収集開始 12(祝)	23(祝)	
	水	金属・紙・布類	9	14	11	9	6	3	1・29	26	24	28	25	25
		ビン・ペット・発泡類	23	28	25	23	20	17	15	12	10	14	11(祝)	11
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	23			23			15			14		
水	破砕ごみ	2	7	4	2・30	27	24	22	19	17	21	18	18	
赤坂、大原2の一部、大原3、大針、大藪、北小木、宝、姫、平井	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(火) 年内最終	6(火) 収集開始		
	水	金属・紙・布類	9	14	11	9	6	3	1・29	26	24	28	25	25
		ビン・ペット・発泡類	23	28	25	23	20	17	15	12	10	14	11(祝)	11
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	23			23			15			14		
水	破砕ごみ	2	7	4	2・30	27	24	22	19	17	21	18	18	
生田、奥川、神楽、窯、上、坂上、下沢、小路、新富、陶元、常盤、中、東、日ノ出、平野(前山団地を含む)、広小路4、星ヶ台、本5~8、美坂、明治、元、山下、山吹、滝呂(旧雇用促進住宅)、笠原(栄、上原、向島)	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(火) 年内最終	6(火) 収集開始		
	木	金属・紙・布類	17	22	19	17	14	11	9	6	4	8	5	5
		ビン・ペット・発泡類	3	8	5	3・31	28	25	23	20	18	22	19	19
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		8			28			20			19	
水	破砕ごみ	16	21	18	16	13	10	8	5	3	7	4	4	
市之倉、滝呂、笠原(音羽、神戸、富士、釜、平園)	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(火) 年内最終	6(火) 収集開始		
	木	金属・紙・布類	24	29	26	24	21	18	16	13	11	15	12	12
		ビン・ペット・発泡類	10	15	12	10	7	4	2・30	27	25	29	26	26
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		15			7			27			26	
水	破砕ごみ	2	7	4	2・30	27	24	22	19	17	21	18	18	
小名田、希望ヶ丘、虎溪山(陶都の杜を除く)、高田、東栄、西坂、東山	月・木	燃やすごみ 特別収集				21(祝)	11(祝)	15(祝)	13(祝)	24(振休)	29(月) 年内最終	5(月)収集開始 12(祝)	23(祝)	
	金	金属・紙・布類	18	23	20	18	15	12	10	7	5	9	6	6
		ビン・ペット・発泡類	4	9	6	4	1・29	26	24	21	19	23	20	20(祝)
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	4			4			24			23		
水	破砕ごみ	23	28	25	23	20	17	15	12	10	14	11(祝)	11	
旭ヶ丘、明和	月・木	燃やすごみ 特別収集				21(祝)	11(祝)	15(祝)	13(祝)	24(振休)	29(月) 年内最終	5(月)収集開始 12(祝)	23(祝)	
	金	金属・紙・布類	25	30	27	25	22	19	17	14	12	16	13	13
		ビン・ペット・発泡類	11	16	13	11	8	5	3・31	28	26	30	27	27
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	11			11			3			30		
水	破砕ごみ	23	28	25	23	20	17	15	12	10	14	11(祝)	11	